

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年十二月二十二日から平成三十年一月四日までの間縦覧に供します。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
井久保 隆司	山辺郡山添村大字勝原一八五八番地	宇陀市室生小原一二九四番ほか五筆
山岡 悦昭	宇陀市榛原三宮寺二四五番地	宇陀市大宇陀平尾一一七一番ほか四筆
橋本 拓也	宇陀市菟田野松井六〇一番地の一	宇陀市菟田野東郷二二三番一

二 申請年月日

平成二十九年十二月十三日